

第8章

文化財の防災・防犯

- 1 文化財の防災・防犯に関する現状と課題
- 2 文化財の防災・防犯に関する方針
- 3 文化財の防災・防犯に関する取組
- 4 文化財の防災・防犯の推進体制

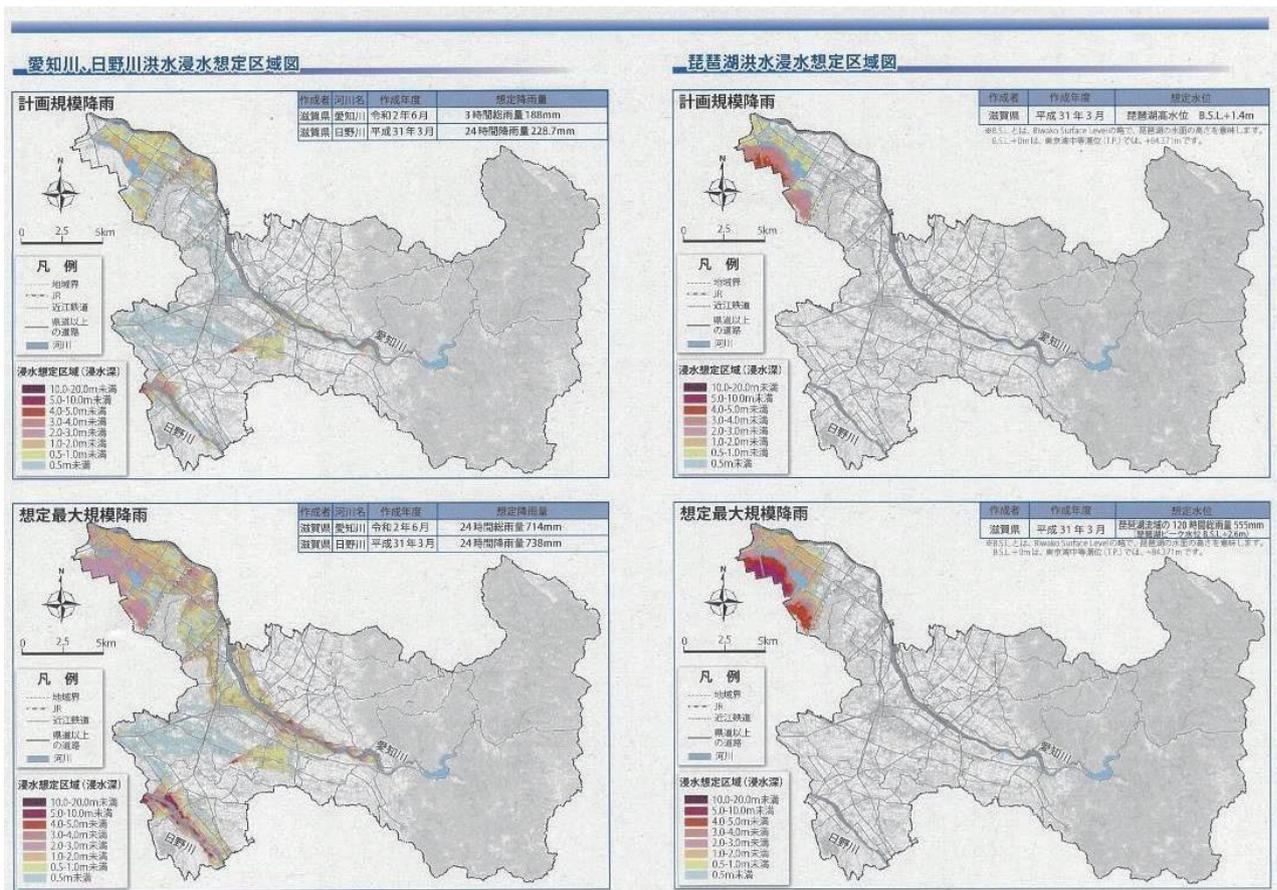
1 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

(1) 想定される災害リスク

○風水害リスク

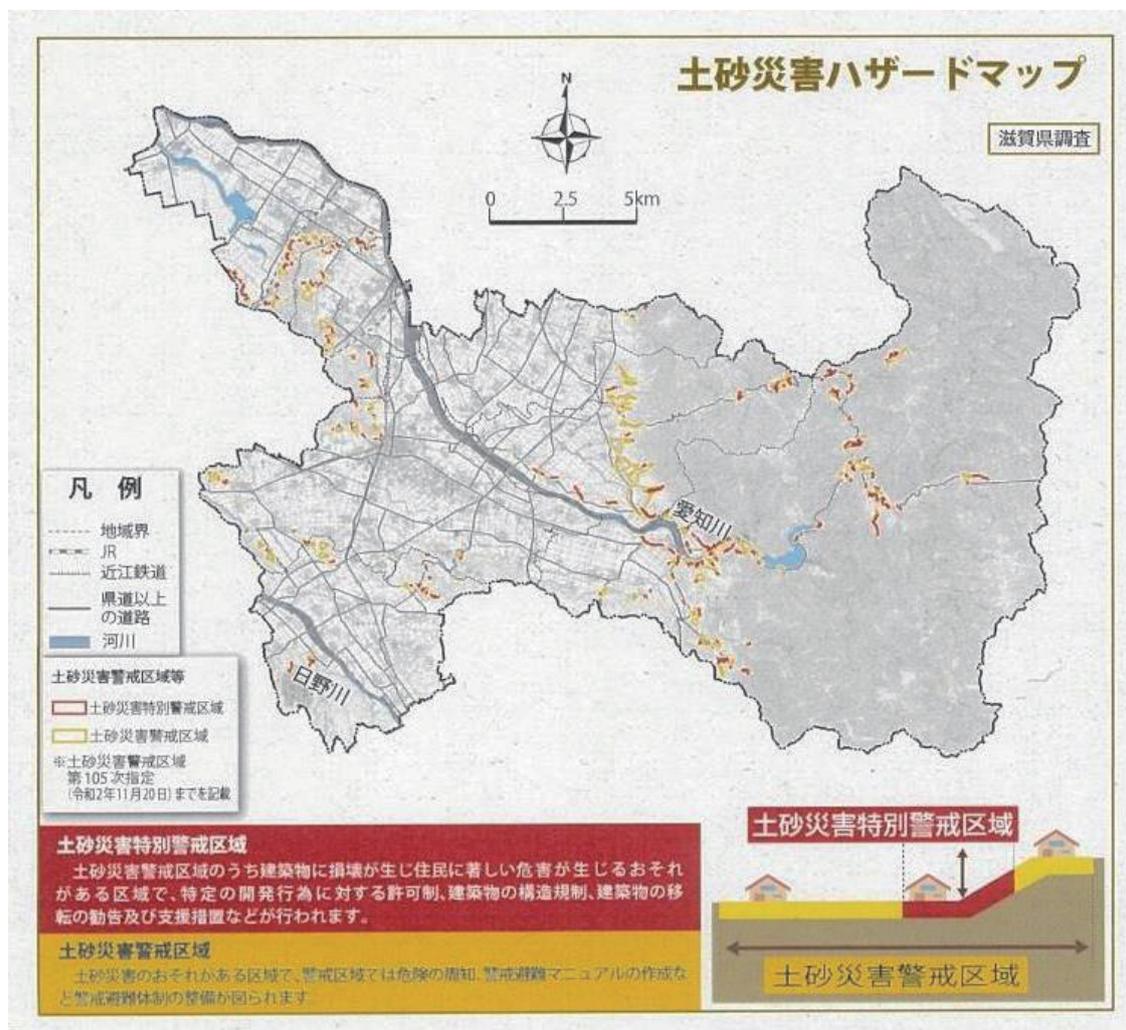
本市には愛知川や日野川といった一級河川のほか多くの小河川が流れ、ひとたび台風や大雨が降ると、愛知川及び日野川流域、並びに琵琶湖沿岸部を中心に大規模な浸水区域が想定されています。過去にも台風に伴う大雨によって愛知川の堤防が決壊し、大規模な浸水被害が生じています。また、永源寺地区から八日市地区を流れる蛇砂川では、台風や大雨のたびに越水し、周辺地域に浸水被害をもたらします。

滋賀県流域治水の推進に関する条例では、200年確率における想定浸水深が3メートル以上の地域を「浸水警戒区域」に指定することができるとしています。本市洪水ハザードマップ(200年確率)の想定浸水深の分布をみると、愛知川及び日野川流域、琵琶湖沿岸部に集中しています。また、平野部を流れる多くの小河川流域で0.5メートル以上の浸水が想定されており、市内の文化財の約5割が浸水のおそれがある範囲に所在しています。



(東近江市地域防災計画(令和3年5月修正))

また、土砂災害ハザードマップでは、鈴鹿山麓及び市内の孤立山塊周辺に土砂災害警戒区域が設定されています。市内には土砂災害警戒区域355箇所がありますが、そのうち221箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されています。山麓や山中の寺社に文化財が所在することから、約3割の文化財が特別警戒区域に所在しています。

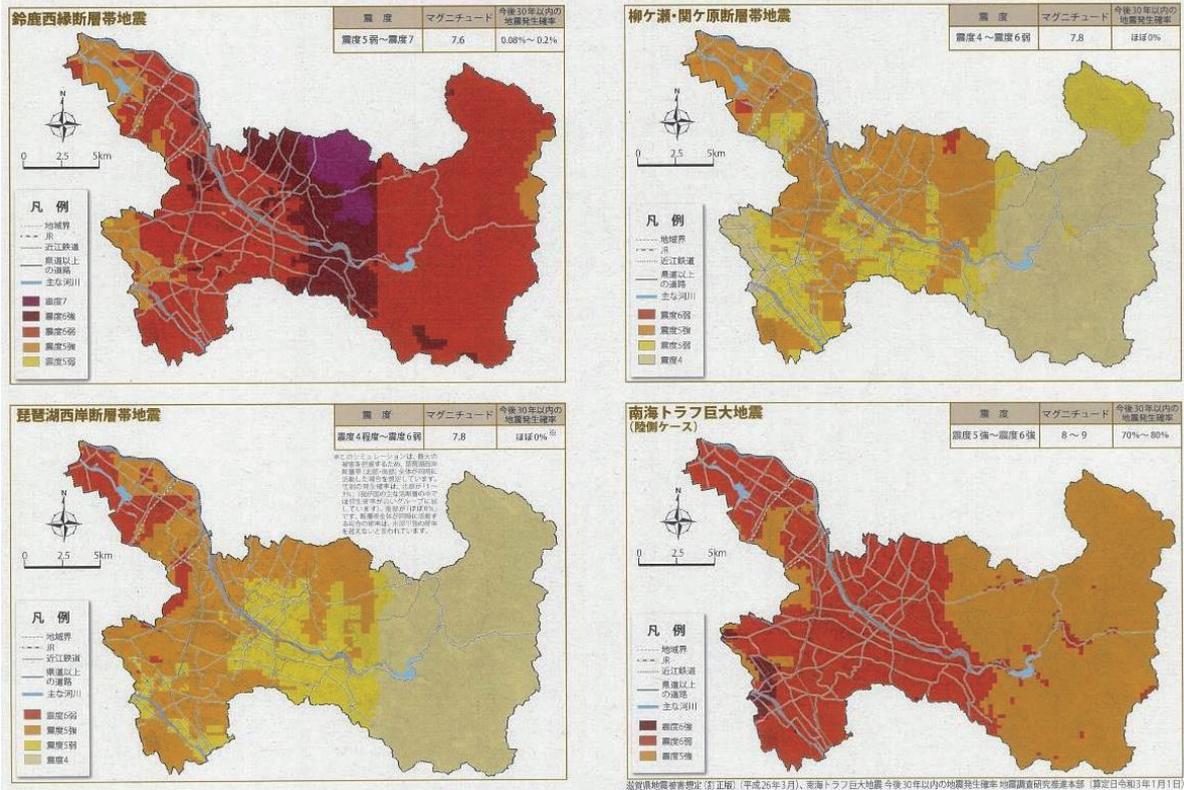


(東近江市地域防災計画(令和3年5月修正))

○地震のリスク

本市で想定されている地震に、鈴鹿西縁断層帯地震、琵琶湖西岸断層帯地震、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震、南海トラフ巨大地震があります。それぞれ震源地が異なるため、想定される被害は異なりますが、いずれも、市西部(平野部から琵琶湖岸)では震度5弱以上、市東部の鈴鹿山脈では震度4以上の揺れが想定されています。また、琵琶湖岸や干拓地では液状化のリスクがあります。本市の文化財は、その多くが平野部に所在することから、古建築の倒壊、仏像の転倒、史跡地法面の地滑り等、多くの被害が想定されます。

2-3 東近江市で起こりうる地震



(東近江市地域防災計画(令和3年5月修正))

○火災の発生状況

本市を所管する東近江行政組合消防本部管内直近6年間の火災発生件数は以下のとおりです。傾向として、管内で発生した火災のうち約半数が本市内で発生しているということ、火災全数のうち約半数が建物火災であることが見て取れます。

東近江市内火災状況

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
火災発生件数 ※1	43/82 52%	37/85 43%	50/86 58%	33/79 41%	29/59 49%	34/72 47%
建物火災の割合 ※2	39/82 47%	47/85 55%	36/86 41%	47/79 59%	36/59 61%	40/72 55%

※1 上段：東近江市/管内(近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町)

下段：全体に対する東近江市割合

※2 上段：管内建物火災件数/管内全火災件数

下段：全火災に対する東近江市内の建物火災の割合

○犯罪発生件数

滋賀県における犯罪発生件数(滋賀県警察本部発表の12月末時点での刑法犯認知件数)から、文化財にも関わる犯罪(侵入盗、住居侵入、器物損壊)を見ると、本市域における犯罪発生件数は、県全体発生件数のおおよそ1割程度です。

全般的にここ数年は減少傾向にありますが、過去には市内でも文化財の盗難事件が発生しています。また、器物損壊については年々減少していますが、この数は認知された件数であり、全国的には文化財の汚損(器物損壊)がニュースで取り沙汰されるなど、決して安心できる状況にはありません。

東近江市内犯罪状況

	H29	H30	R1	R2	R3
侵入盗	49/650	53/474	40/526	43/434	35/374
住居侵入	10/166	12/137	6/187	4/135	16/139
器物損壊	94/994	80/873	49/689	59/639	38/609

※それぞれの数値は、東近江市内の件数/滋賀県内件数(滋賀県HP「滋賀県の犯罪統計データ」より)

(2) 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

想定される災害リスクから、本市における文化財の防災・防犯に関する主な現状と課題は以下のとおり整理できます。

ア 自然災害

- ・市内の山地及び山麓の多くは土砂災害警戒区域に指定されており、それらの区域に位置する寺社が所有する建造物や美術工芸品等、指定等文化財の3割程度が土砂災害のリスクが高い区域に所在しています。
- ・市域西部の琵琶湖沿岸地域や内湖畔、河川沿岸地域では3メートルを超える浸水深が想定されていますが、それ以外の地域でも0.5メートル以上の浸水が想定され、多くの文化財が浸水の危険があります。
- ・琵琶湖沿岸部や^{えちがわ}愛知川、日野川流域で液状化のおそれのある地域があり、軟弱地盤により指定文化財や重伝建、重文景地区で被災により倒壊や損壊のリスクが高い。
- ・地震発生時、市域の平野部では震度4以上の揺れを想定しており、木造建造物や彫刻等の転倒、倒壊等、甚大な被害が出るおそれがあります。

イ 火災・盗難

- ・重伝建地区や重文景地区は木造建造物が密集しており、それらの地区では街路が狭く、水路等が張り巡らされるなど、特殊車両等が侵入できない場所があります。
- ・本市の火災発生件数はおおむね年40件で推移しているが、近年の人口減少の影響により、空き家の増加、火災等、発生時の対応の遅れが懸念されます。
- ・少子高齢化の進展により、集落の防災防犯活動の担い手が減少し、集落内の寺院や神社、村堂等に目が行き届かず、盗難や老朽化による毀損・倒壊、火災発生時の対応の遅れ等が懸念されます。
- ・文化財の中には、所有者の都合等により記録保存ができていないものもあり、盗難や毀損が生じた際に、元来の状態が分からないものがあります。
- ・自動火災報知設備や防犯設備が設置されていない文化財があります。

ウ その他

- ・行政と所有者、地域(自治会、まちづくり協議会等)が連携した、防災・防犯体制の確立が必要です。
- ・国、県指定に加え、市指定有形文化財についても、防災・防犯設備の設置に関する制度や支援が不足しています。

2 文化財の防災・防犯に関する方針

本市における文化財の防災・防犯に関する現状と課題を踏まえ、災害等の種別ごとの方針を以下のとおり定めます。

ア 風水害対策

リスクの把握

- ・文化財の状況を点検し、強風や倒木等による建造物の破損等、影響を受けやすそうな箇所及び被害の想定を洗い出します。
- ・東近江市防災マップを使い、起こり得る被害について予測しておきます。

事前対策の推進

- ・影響を受けやすそうな箇所の補強・修理や排水施設の設置等、可能な限りでの事前対策を講じます。
- ・危険木の伐採や排水路の定期清掃等、日常的な維持管理を行うことで被害を最小限に抑えます。
- ・災害による万が一の破壊や流出等に備えて、文化財のデータベース化、デジタル化等の記録保存を推進します。

防災知識の習得

- ・文化財所有者や地域に対して、災害リスクについての周知及び防犯知識習得のための指導・助言等を継続的に実施します。
- ・地域で伝えられてきた風水害にまつわる伝承・記録を収集し、災害の歴史を共有します。
- ・過去の浸水位を参考に、防災拠点・避難所整備に役立てます。

被災時の対応

- ・所有者や地域住民は、安全を確保した後、文化財の被害の確認を行い、可能な場合は安全な場所に避難させるなど、緊急保護、救済の対応を取ります。
- ・文化財が被災し被害が生じた際には、速やかに状態を把握し、関係機関に通報するとともに、でき得る範囲で状況に応じた応急の対応を取ります。また、市単独では対応しきれない規模の災害については、国立文化財機構文化財防災センターに被害状況の調査や被災文化財の応急処置に関する助言・協力を要請します。
- ・保護救済措置は、被害が落ち着いた後、関係機関と協力しながら、専門家等の指導・助言のもと、速やかに復旧活動に取り組みます。

イ 地震対策

リスクの把握

- ・広域的な被害
- ・東近江市防災マップを使い、起こり得る被害について予測しておきます。

事前対策の推進

- ・建造物については専門家による耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を講じます。建造物の耐震化に当たっては、「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」（平成8年(1996)1月、文化庁）及び「伝統的建造物群の耐震対策の手引き」（令和2年(2020)1月、文化庁）等のガイドラインを踏まえつつ、専門家の指導助言のもと、文化財の価値を損なわない適切な対策を行います。
- ・美術工芸品等については振動による転倒・落下防止策を講じます。また、必要に応じ、博物館等耐震化した施設への移設等も検討します。
- ・災害による万が一の破壊や流出等に備えて、文化財のデータベース化・デジタル化等の記録保存を推進します。

防災知識の習得

- ・文化財所有者や地域に対して、災害リスクについての周知及び防犯知識習得のための指導・助言等を継続的に実施します。
- ・震災後の通電火災を防ぐための啓発事業を推進します。

防災時の対応

- ・所有者や地域住民は、安全を確保した後、文化財の被害の確認を行い、可能な場合は安全な場所に避難させるなど、緊急保護、救済の対応を取ります。
- ・文化財が被災し被害が生じた際には、速やかに状態を把握し、関係機関に通報するとともに、でき得る範囲で状況に応じた応急の対応を取ります。また、市単独では対応しきれない規模の災害については、国立文化財機構文化財防災センターに被害状況の調査や被災文化財の応急処置に関する助言・協力を要請します。
- ・保護救済措置は、被害が落ち着いた後、関係機関と協力しながら、専門家等の指導・助言のもと、速やかに復旧活動に取り組みます。

ウ 防火対策

リスクの把握

- ・文化財周辺での火気の使用や可燃性の高い物品の存在、漏電の可能性等、火災発生リスクを把握しておきます。

事前対策の推進

- ・「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（令和元年(2019年)9月公表、12月改定、文化庁）、「世界遺産・国宝等における防火対策5ヵ年計画」（令和元年(2019)12月、文化庁）に基づき、防火対策を講じます。

- ・文化財及びその保管施設等を含めて自動火災報知設備や消火設備の設置を進めるとともに、設備の老朽化対応、日常的な管理と定期点検、訓練を実施します。
- ・立地等の関係で設備の設置が困難な文化財については、所有者や関係機関、専門家等と協議しながら、個々の文化財に応じた対策を講じていきます。
- ・災害による万が一の消失等に備えて、文化財のデータベース化・デジタル化等の記録保存を推進します。

防災知識の習得

- ・文化財所有者や地域に対して、災害リスクについての周知及び防犯知識習得のための指導・助言等を継続的に実施します。
- ・文化財防火デーを中心に、消防署と連携して文化財の見回りを行うとともに、所有者や地域住民、消防団が参加する消火訓練を実施し、通報、文化財の保護・救済、消火活動を行い、非常時の対応についての知識習得、防災意識を高めます。

被災時の対応

- ・火災発生時には早急に消防署へ通報し、住民や見学者の避難を速やかに行うとともに、初夏設備による初期消火活動を行います。
- ・文化財の被害状況を速やかに把握し、関係機関へ報告を行うとともに、専門家の指導・助言の下、保護・救済対応を行います。
- ・集落内の水路を防火用水に活用できるよう対策を講じます。

エ 防犯対策

リスクの把握

- ・防犯カメラの設置有無や人の出入状況、持ち運びの容易性等、文化財の盗難・汚損等の可能性を総合的に判断し、リストとして把握します。

事前対策の推進

- ・防犯設備の設置や巡視・点検等、文化財のおかれた環境にあった防犯対策を講じます。
- ・警察署と連携を図り、文化財リストの情報共有、所有者や地域住民への被害情報や不審者情報の提供、防犯パトロールの実施等、地域ぐるみでの防犯対策を推進します。
- ・万が一に備えて、文化財のデータベース化・デジタル化等の記録保存を推進します。

防災知識の習得

- ・文化財所有者や地域に対して、災害リスクについての周知及び防犯知識習得のための指導・助言等を継続的に実施します。

被害発生時の対応

- ・盗難や汚損等による被害を発見した際は速やかに警察へ連絡し、盗難事件又は器物汚損事件として警察の指示を仰ぎます。
- ・文化財の被害状況を速やかに把握し、関係機関へ報告を行うとともに、専門家の指導・助言のもと、保護・救済対応を行います。

3 文化財の防災・防犯に関する取組

補助制度がある国県指定有形文化財について、すべての物件に防災防犯設備を設置することを目指します。また、防災・防犯設備が設置されていても、被災時の対応や被災後の取り扱い等、マニュアル化が進んでいないため、今期については2カ所程度モデル物件を選定し、文化財地域防災・防犯計画の策定支援(補助金等)を行います。

重点的な取組

防-001 国・県指定有形文化財(建造物・美術工芸品等)の防災・防犯設備設置						
既存/新規	継続					
事業概要	国・県指定有形文化財(建造物・美術工芸品等)に防災防犯設備を設置します。また、設置後15年を経過した設備の更新を進めます。					
取組主体	行政	●	所有者	◎	地域	◎
	民間	○	市民団体	○	専門家	○
計画期間	今期			次期		
	前期		後期			
	→					
財源	国・県補助、市費					
KPI	防災・防犯設備設置件数					

防-002 文化財地域防災・防犯計画策定の支援						
既存/新規	新規					
事業概要	自然災害や火災及び盗難等の犯罪から文化財を守るよう、地域の主体的な防災・防犯計画策定を支援します。					
取組主体	行政	●	所有者	◎	地域	◎
	民間	○	市民団体	○	専門家	○
計画期間	今期			次期		
	前期		後期			
	→					
財源	市費、国・県補助					
KPI						

通常の取組

No	継続/新規	取組の名称と概要	取組主体					計画期間			財源			KPI			
			行政	所有者等	地域	民間	市民団体	専門家	今期		次期	市費	国県補助		団体費等	民間	
									前期	後期							
防-003	継続	文化財防火査察の実施 文化財防火デーに合わせ、市内の指定等文化財を消防署と訪問し、防火防災の啓発を行います。	◎	●	●		○	○				→	○				
防-004	継続	文化財防火訓練の実施 地区消防署と協働で有形文化財建造物に対し防火訓練を実施します。	◎	●	○	○		○				→	○				

4 文化財の防災・防犯の推進体制

文化財の防災・防犯を推進するためには、平時から災害や犯罪被害を想定し、行政と所有者・地域が連携し、消防署や警察署と連絡を密に取りながら防災防犯への備えに万全を期すよう取り組む必要があります。

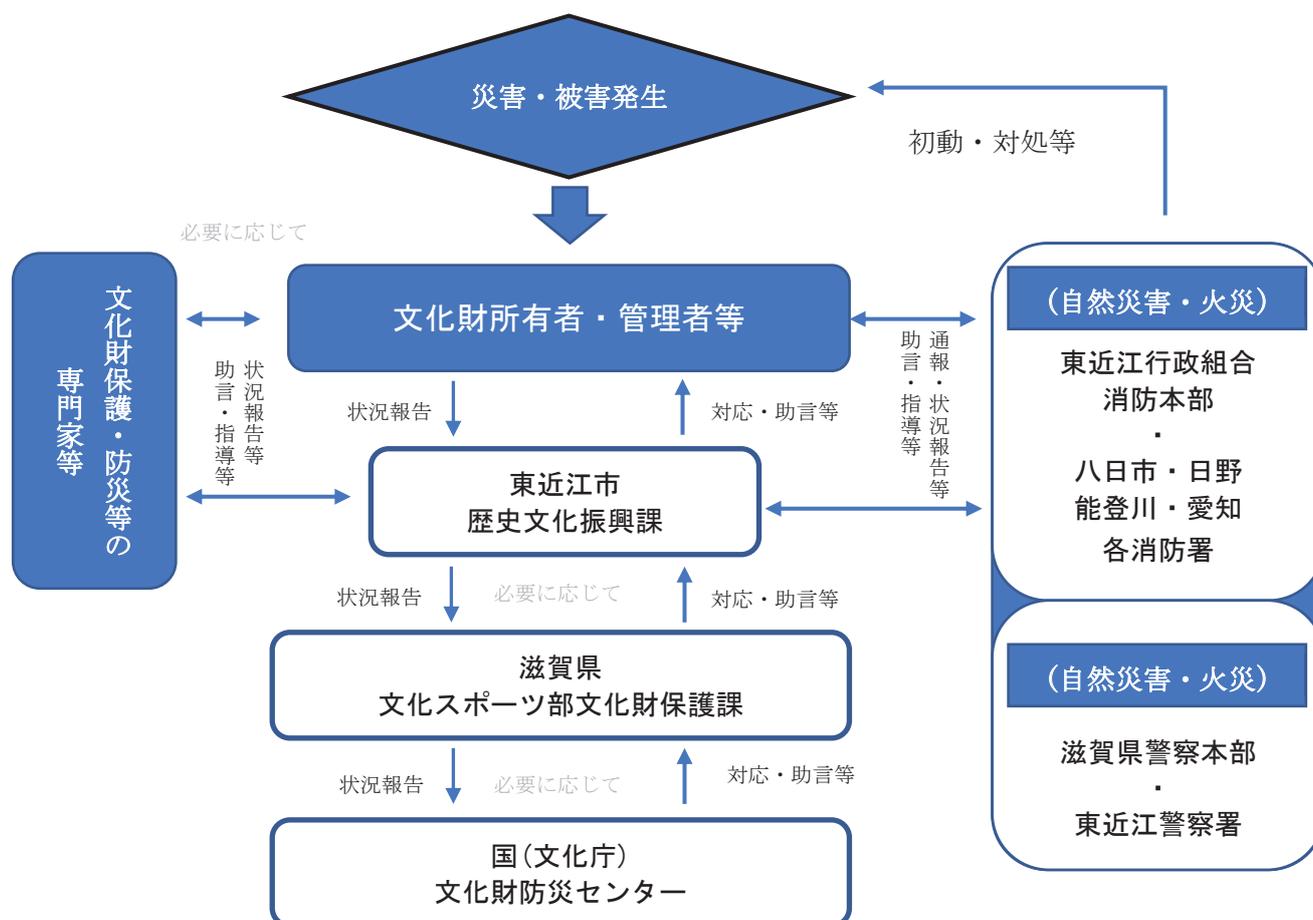
自然災害については、本市が発行している「洪水ハザードマップ」及び「地震ハザードマップ」を参考に災害を意識し、想像力をもって被害の発生を防ぐ手立てに取り組む事が大切です。

また、犯罪行為については、消防や警察から提供される情報を共有し、未然に防げるよう地域を挙げての取組が必要となります。

前項で設定した取組を確実に実行し、行政と地域の連携によって取組の効果を高めていくため、以下の図のとおり連絡体制を定めます。

文化財は、一度滅失すると再生は大変困難であり、元の価値を取り戻すことは至難の業です。よって、被害の発生を未然に防ぎ、万一発生した場合には迅速で的確な対応を関係機関と連携して取る必要があります。

防災・防犯体制は一度定めれば万全というものではなく、所有者や地域の状況に応じ、絶えず見直しをかけながら一層の充実に努めます。



災害・事件等発生時における連絡体制(令和5年4月現在)

